

13. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

第6回自然環境保全基礎調査について(環境省)

- 1) 「自然環境保全基礎調査」は、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施。(通称「緑の国勢調査」)
- 2) 「浅海域生態系調査」を自然環境保全基礎調査の一環として生物多様性の保全上重要な湿地の内浅海域における藻場・干潟に関する調査を全国統一手法を用いて平成14年度から実施している。

干潟調査

全国145箇所の内瀬戸内海関係地域には27箇所の調査地を設け、面積・地形タイプ・底質・植生・底生動物等の調査を実施。現在調査結果の解析及び補完調査を実施中。

藻場調査

全国129箇所の内瀬戸内海関係地域には16箇所の調査地を設け、面積・底質・植生・動物相及び生物量等の調査を実施している。現在は現地調査を継続中。

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

13. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

化学物質環境実態調査について(環境省)

化学物質環境実態調査は、調査結果が環境中の化学物質対策に有効活用されるよう、各担当部署からの要望物質を中心に選定する、ニーズに応じた選定方法が平成14年度調査より採用され、平成16年度までは「初期環境調査」「暴露量調査」及び「モニタリング調査」の3つの調査体系からなる目的別の調査を実施。

干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度について(水産庁)

近年、「磯焼け」と呼ばれる藻場の大規模な消失、干潟における生産力低下が全国各地で発生し、我が国の沿岸漁業に大きな影響を及ぼしており、これらの早急な問題解決が強く求められている。

これらの対策の持続的な効果の検証に対し支援を行うとともに、その成果をガイドラインとして取りまとめ全国に普及する取り組みを実施しているところ。

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

13. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

せとうちネットについて(環境省)

瀬戸内海環境保全・創造に関する情報や知識を共有することが必要であり、「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」(略称「せとうちネット」)はこれを実現するための情報提供システムとして運用されている。

コンテンツ

(1) 瀬戸内海とわたしたち

環境学習に資するコーナーとして、瀬戸内海の代表的な生きものや磯観察の方法、生きものの飼育・標本の作り方等について解説

(2) 瀬戸内海の情報

- ・広域総合水質調査データ(GIS)
- ・自然環境に関する情報(概況、気象・海象、水質・底質、赤潮の発生状況等)
- ・社会・経済に関する情報(人口、産業)
- ・環境保全対策(閉鎖性海域の水質保全対策、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策、公害防止計画等)
- ・文化・歴史に関する情報(瀬戸内海の主文化財指定状況、瀬戸内海に関する紀行文一覧等)

(3) 学術研究・調査データベース

- ・瀬戸内海関連文献リスト(瀬戸内海に関する既往の調査研究文献リスト(1988年までの約8,000件))
- ・環境省調査・研究報告書(環境省発行の瀬戸内海に関する調査報告書 約130件)

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

15. 環境教育・環境学習の推進

16. 情報提供、広報の充実

瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要(環境省)

(1) 瀬戸内海環境保全セミナーの実施

環境保全活動を推進するため、環境保全意識の高揚及び人材育成、情報発信等を目的として瀬戸内海環境保全セミナーを実施した。

中国ブロック 参加人数128名

近畿ブロック (3月29日開催予定)

(2) 瀬戸内海に関する環境保全資料等による普及啓発

瀬戸内海に関する小冊子及び瀬戸内海環境保全月間ポスター等を作製・配布し地域住民等の環境保全に関する意識の向上を図る。

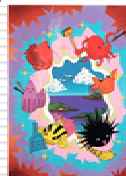
平成17年度瀬戸内海環境保全月間ポスター 入選作品



最優秀賞(環境大臣表彰)



子供部門
優秀賞(協会会長表彰)



一般部門
優秀賞(協会会長表彰)

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

- 14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 15. 環境教育・環境学習の推進
- 16. 情報提供、広報の充実

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要

平成15年7月、議員提案により「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立。

平成16年9月、同法に基づく基本的な方針が閣議決定。

この基本方針では、環境教育等の推進に関する基本的な事項や政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を示したうえで、家庭、学校、地域、職場などの様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点の整備の推進のための施策等について定めている。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

- 14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 15. 環境教育・環境学習の推進
- 16. 情報提供、広報の充実

パークボランティア活動の推進(環境省)

国立公園の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、昭和60年に地方環境事務所長が登録するパークボランティア制度を設置。

パークボランティアの活動は、自然解説、利用者指導、野生動植物の保護管理、美化清掃等への協力を内容としており、地方環境事務所は、パークボランティアの活動を適切に運営するため、必要な体制の整備、研修等を通じた情報の提供、便宜の供与等を行う。

瀬戸内海における活動事例(宮島地区)

- 1) 瀬戸内海国立公園宮島として、平成12年から活動を開始している。
- 2) 登録者は平成17年度末で44人となっており、次の活動を行っている。平成17年度の活動延べ人数は約330人。

【活動内容】

環境省が実施している自然観察会のサポート

環境省が、小中学生に各種の環境保全活動を体験してもらうことにより、自然とのふれあいを推進し、環境の大切さ等を学ぶ機会を提供することを目的に行っている「子どもパークレンジャー」事業のサポート 等

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

- 14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 15. 環境教育・環境学習の推進
- 16. 情報提供、広報の充実

環境教育リーダー研修基礎講座の概要(環境省)

1. 本講座の目的は、環境教育・環境学習を推進する人材として重要な役割が期待される学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、指導者としての能力を養成する。

2. 本講座のカリキュラムは、以下の内容を中心としている。

- (1) 環境教育・環境学習に関する基本的知識の習得
- (2) 学校や地域における環境教育・環境学習のすすめ方
- (3) 体験型環境教育プログラムの作成、実施

3. 瀬戸内海における事例

(1) 「まちの歴史・文化・自然から地域を考える」

西宮市の自然及び歴史をテーマとした講義において、甲子園浜の環境保全の取り組みに関する歴史等、瀬戸内海の環境保全を取り上げた。

(2) 「海辺の自然観察」

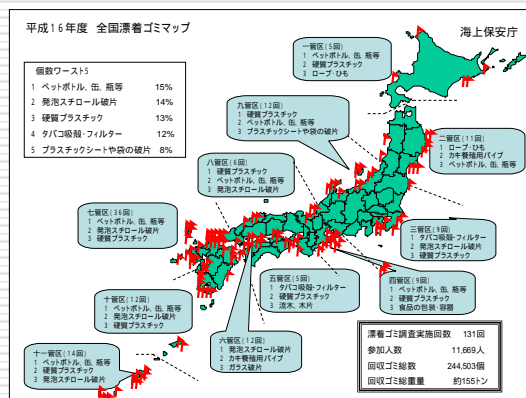
環境省指定鳥獣保護区である甲子園浜において、受講者が海浜に生息する動植物の生態観察等を行うカリキュラムを体験した。

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

- 14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 15. 環境教育・環境学習の推進
- 16. 情報提供、広報の充実

海岸における漂着ゴミ分類調査について(海上保安庁)

主に小学生及び中学生、一般市民を対象に、海岸漂着ゴミの分類調査を実施することにより、海洋環境保全思想のさらなる普及啓発を図っている。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会